

橋本市病院事業管理規程第9号

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和8年4月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当支給規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第23号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後				改正前							
附 則 1~4 略 <u>(賃金改善に関する特例)</u> 5 <u>令和7年12月1日から令和8年3月31日までの期間に限り、第2条の規定にかかわらず、次の表区分の欄に掲げる職員で令和8年3月31日に在籍している者(各月の1日に在籍し、かつ、1日以上勤務している者に限る。)</u> に対し、同表に定めるところにより手当を支給する。				附 則 1~4 略							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給区分</th> <th>手当額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び同22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</td> <td>月額</td> <td>28,600円を超えない範囲内で管理者が定める額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	支給区分	手当額	備考	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び同22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	月額	28,600円を超えない範囲内で管理者が定める額				
区分	支給区分	手当額	備考								
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び同22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	月額	28,600円を超えない範囲内で管理者が定める額									

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項の規定は、令和7年12月1日から適用する。